

プライバシー保護及び個人情報保護に係る NICT の対応

今回の実験では、その情報処理過程において、不特定多数の施設利用者の映像を取得し、かつ、映像処理結果を利用するものであることから、被撮影者のプライバシー保護や個人情報保護について、特に慎重かつ十分な措置を講じる必要があることを NICT として当初より認識し、その方法について検討を進めてきた。その結果、次のような措置を講じることとした。

< 取得データの利用 >

- ・映像センサーにより取得した映像、および映像処理により得られたデータは、本実証実験の実施に必要な範囲内でのみ利用し、それ以外の目的で利用しないこととした。

< 公表すべき情報とその手段 >

- ・実験期間中は、実験対象区域において実験を行っていることが分かるよう周知するとともに、NICT ホームページ上においても実験に係る情報を掲載することとした。
- ・公表内容としては、実験目的、実験機関、実験方法、実験（撮影）期間、撮影エリア、連絡先など

< プライバシーポリシー >

- ・収集した情報の扱いなどについて定めた規範（プライバシーポリシー）を実験開始前までに作成することとした。

< 取得映像の扱い >

- ・取得した映像は、取得した施設内で直ちに映像処理（不可逆処理）を行い、映像処理後直ちにその場で消去することとした。

< 取得映像の解析処理 >

- ・取得した映像は、取得した施設内で直ちに不可逆処理を行い、元の映像が復元不可能かつ特定の個人が識別できない情報に変換することとした。
- ・ただし、解析処理後の情報についても他の情報との照合可能性が残されているとの前提にたち、個人情報に相当する管理が必要と判断した。

< オプトイン・オプトアウト >

- ・映像を取得すること、および、上記個人情報に相当する情報を扱うことに対するオプトイン及びオプトアウトについては、今回の実験が一般利用者の映像を取得することや、取得した映像は解析処理後直ちに消去することから、難しいと判断した。
- ・このため、撮影されたくない人の回避措置として、例えば、「床面に表示を行い、撮影エリアが分かるようにする」、「全てのカメラを同時に稼働せず、撮影されない

エリアを確保する」等の方法も考えられ、これらの方法は（回避措置の一という意味において）オプトアウトの一形態となり得ると考え、検討を進めてきた。

- ・ただし、普段の人の流れに影響を及ぼし、人の流れが変化する可能性があること、また、施設の安全管理上、施設管理者が受け入れない可能性があることから、実験対象区域における周知が限界であろうと考えた。

< 共同研究機関 >

- ・他の研究機関と共同で実験を行う場合は守秘義務契約を含む共同研究契約を締結することとした。

< 実験期間 >

- ・当初のプレスリリースでは、建物貸借契約期間である2年間で、実験実施期間として周知したが、映像や個人情報に相当する情報を扱う期間は、できるだけ限定する必要があるとの認識から、2年間のうち、必要な検証が可能な最低限の日数のみ実験を行うよう計画した。

< 施設管理者への提供情報 >

- ・施設管理者には、個人情報に該当しないと考えられる情報（人流統計情報）のみ提供することとした。
- ・施設管理者が、NICTが提供した情報を他の情報と照合するなどして、個人を識別できる情報へ変換することや、NICTと合意した利用目的以外での利用、第三者への提供などについては契約で禁止することとした。

< 第三者委員会 >

- ・以上の掲げる措置内容について、プライバシー保護、個人情報保護及び情報セキュリティに知見のある外部の有識者により構成される第三者委員会を設置し、我々が講じようとしてきた内容が適切なものであるのか、また、我々が計画している実験内容のうち、解析技術も含めて見直すべき点はないか、あるとしたら、具体的にどのように見直すべきかについて検討を頂き、委員会より頂いた提言を踏まえて、実験可能な内容について判断することとした。